

藤沢市 人権に関する市民意識調査(案)におけるご意見への対応【第2回専門部会での意見への対応】

2022年1月24日
第3回専門部会 資料1

2022年2月22日
第3回ふじさわ人権協議会 資料4-3

※委員のご意見につきましては、趣旨を損ねない範囲で一部要約をさせていただいております。

項目	質問番号	委員名	意見	事務局見解 HGP明朝B	修正版	
1	全体	片岡委員	・アンケートの趣旨説明や質問項目及び回答において、難しい用語が多いという印象を受ける。 ・「法律を知っているか」「ことばの意味を知っているか」という知識を問うものについてどの程度の必要性があるか疑問である。	・調査票(案)の作成に際しましては、前回及び内閣府調査を参考にしておりますが、ご指摘のとおり、設問及び回答の趣旨を損ねない範囲でよりわかりやすい表記とさせていただきます。 ・知識を問う設問につきましては、設問の必要性と重要性を精査し、整理をさせていただきます。	全体	
2	全体	岸本委員 市川委員	・アンケートの調査方法として、第1回目は郵送による配布・回収方式であった。インターネットによる回収及び回答は出来ないのか。	・インターネットの活用につきましては、回答者の利便性や回答の集計における効率化に向け、極めて有効であると認識しております。全庁におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)の観点からも、予算の範囲内で検討を進めてまいりたいと考えております。	全体	
3	全体	岸本委員	・Q34以降の設問に対しては、「どのようなことが必要だと思いますか」という設問項目が設定されていない。国の政策と密接に関連するものであることから、一地方自治体のレベルでは難しいという点も理解出来るが、だからといって無関心でよいということではないと認識している。回答者に誤解や誤ったメッセージとならないよう、上手に整理出来るのではないか。 例)「Ⅰ はじめに」「Ⅱ 個別の人権課題について」「Ⅲ 国の施策に関わる人権課題について」など。	・ご指摘いただきましたように、設問全体の構成を整理・工夫することで対応をさせていただきました。 ・特に、これまでの指針につきましては、「職員に向けたガイドライン」及び「施策の方向性を示すもの」としての意味合いが強い、行政向けのものとなっております。そのため、前回の意識調査におきましては、どのような取組を必要とするかを問う設問が中心となっております。しかしながら、設問を精査する中で、この点につきましては、関連する各種計画等との関係で一定程度の裏付けが可能であることから、整理をさせていただきました。	全体	
4	アンケートの趣旨説明	片岡委員	「藤沢市 人権に関する市民意識調査(案)～誰一人取り残さないまちづくりに向け、アンケートへのご協力をお願いします～」について ・第2段落目(SDGs～以下)が一文として長すぎる。 ・第3段落目(今回の～以下)は箇条書きにするなどして読みやすくしてはどうか。	・ご指摘いただきましたように、まずは、回答者お一人おひとりに、当調査にご協力・ご回答いただくことが目的であることを踏まえ、アンケートへのご協力依頼の部分につきましては、平易で簡潔な表現とさせていただきます。	表紙	
5	人権についての意識・考え	Q2 Q3	岸本委員 片岡委員	・“新型コロナウイルス感染症の発生前に比べ”という表記になっているが、新型コロナウイルス感染症の発生前後で区切る必要があるか。	・“新型コロナウイルス感染症”が私たちの生活に大きな影響を与えており、人権を考える際にも例外ではないと認識しております。そのため、長期的視点と短期的視点を踏まえ、新型コロナウイルス関連の設問を一定程度まとめる形で整理をさせていただきました。	Q9 ～ Q12
6	人権についての意識・考え	Q1 ～ Q9	岸本委員	・「人権についての意識・考え」については、いきなり質問されてもイメージがしにくい抽象的な項目が多いと感じる。回答する人がより答えやすい質問設定を行うか、あるいは、全体の構成の中で最後に配置するなどはどうか。	・回答項目について可能な範囲で平易な表記とするなどの対応をさせていただきました。また、質問の配置につきましては、大変興味深いご意見であるため、前回調査との比較を考慮しつつ、改めて最後に質問をする形での配置をご提案させていただいております。	Q1 ～ Q9 Q48
7	人権についての意識・考え	Q2 Q3	深田委員 片岡委員	・Q2とQ3については、質問項目が類似しているため整理統合してはどうか。	・Q2の「人権意識が高まっていること」とQ3の「人権侵害が減っていること」は必ずしも同等ではありませんが、設問項目数を考慮する中で、調整をさせていただきました。	Q3
8	人権についての意識・考え	Q6	岸本委員	・回答項目として、手段と場面がやや混在しており、もう少し整理が出来ないか。 【例】「4 暴力、脅迫、強要」=手段、「8 学校でのいじめ」=場面	・国及び他自治体の例などを参考にするとともに、前回調査との比較なども考慮し、可能な範囲で整理をさせていただきました。	Q5
9	人権についての意識・考え	Q6	片岡委員	・インターネット・SNSなどでのパッシングは、回答項目のどれに含まれるのか。	・国及び他自治体の例などを参考にするとともに、前回調査との比較なども考慮し、可能な範囲で整理をさせていただきました。	Q5

	項目	質問番号	委員名	意見	事務局見解 HGP明朝B	修正版
10	人権についての意識・考え	Q8-1	深田委員 星野委員	・回答項目として「2 性別、性的指向」となっているが、あくまでも「性別」は「性別」であり、「性的指向・性自認」として独立した回答項目を設定した方がよい。	・ご指摘いただきましたように、回答項目の設定として、「性的指向・性自認」として独立した項目設定をさせていただきます。	Q7
11	人権についての意識・考え	Q8-1	星野委員	・回答項目として“性的指向・性自認”という項目を設定するのであれば、用語の説明を入れた方がよい。(参考)横浜市	・ご指摘いただきましたように、「性的指向・性自認」についての説明を簡潔に表記させていただきます。	Q7
12	人権についての意識・考え	Q9	片岡委員	・回答項目として「12 インターネット・SNSによる人権侵害」とあるが、「12 インターネット・SNS上での人権侵害」ではないのか。	・国及び他自治体の例を参考とする中で、「インターネット・SNSによる」と表記とさせていただきます。	Q8
13	人権についての意識・考え	Q9	深田委員	・回答項目として「■ ヘイトスピーチにかかわる問題」とあるが、“ヘイトスピーチ”の用語の説明を入れた方がよい。 *項目〔外国につながるのある人の人権〕に同趣旨の意見あり。	・ご指摘いただきましたように、“ヘイトスピーチ”についての説明を簡潔に表記させていただきます。	Q8
14	人権についての意識・考え	新	片岡委員	・人権に関する3つの法律について、法を知っているか・いないかを問うことよりも、法によってどういったことが定められ、現在どのようになっているのかを問う設問としてはいかがか。	・設問項目である「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」は、“人権3法”といわれ、近年の人権をめぐる動きの中でも重視すべきものと認識しております。そのため、周知啓発を図る意味で、質問項目として設置させていただきましたが、ご指摘のとおり、単に知識を問う設問となつたため、囲み記事として対応をさせていただきました。	Q18 下段
15	人権についての意識・考え	新	深田委員	・人権に関する3つの法律について、法を知っているか・いないかを問うことの優先度については、全体の質問項目数との関係でそれ程高くないと思われる。	・設問項目である「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」は、“人権3法”といわれ、近年の人権をめぐる動きの中でも重視すべきものと認識しております。そのため、周知啓発を図る意味で、質問項目として設定をさせていただきましたが、ご指摘のとおり、単に知識を問う設問となつていること及び全体の質問項目数を精査する必要がある中で、囲み記事として対応をさせていただきました。	Q18 下段
16	女性の人権	Q10	岸本委員	・回答項目の用語がやや固く、難しい印象を受けるので、もう少し平易にしてはいかがか。(参考)北九州市	・ご指摘いただきましたように、他自治体の例なども参考に修正をさせていただきます。	Q13
17	女性の人権	Q10	深田委員	・回答項目として「1 誤った認識や偏見が存在していること」とあるが、やや具体性に欠け、回答しにくいのではないかと。また、“存在していること”は“あること”のように易しい表現にしてはどうか。	・ご指摘いただきましたように、「1 誤った認識や偏見が存在していること」という回答項目につきましては、漠然としており、個別の人権課題との関連性の中できちんと門谷点を整理すべき点があるため、修正をさせていただきます。併せて、平易な表記とさせていただきます。	Q13 ほか
18	女性の人権	Q10	深田委員	・回答項目として「■ 災害や感染症等による想定外の事態における女性への負担の増」について、負担の増という観点からも、“災害時”と“感染症”は異なるレベルの話ではないのか。回答項目として入れるのであれば、分けて記載する必要はないのか。	・回答項目の趣旨・背景として“コロナ禍における女性”への視点があります。ご指摘いただきましたように、複数要素が混在し、わかりにくいので、設問及び回答について整理をさせていただきます。	Q12 Q44
19	女性の人権	Q11	岸本委員	・回答項目として「9 令夫人、婦人、未亡人、家内のように女性だけに用いられることばが使われること」とあるが、時代沿った例に変更した方がわかりやすいのではないかと。例)奥さん、女医、女芸人、美しすぎる〇〇など。	・ご指摘いただきましたように、社会情勢に沿った例に修正をさせていただきます。	Q13

	項目	質問番号	委員名	意見	事務局見解 HGP明朝B	修正版
20	子どもの人権	新	片岡委員	・「あなたは、ヤングケアラーということばを知っていますか。」ではなく、「存在を知っていますか。」に変更した方がよい。	・ご指摘いただきましたように、「ことば」ではなく「存在」を問う設問とさせていただきます。併せて、回答項目も整理をさせていただきました。	Q16
21	高齢者の人権	Q14	深田委員	・加齢による身体の衰えなどに対する差別的な言動はどの項目に該当するのか。	・回答者により多様な選択が可能かと思われませんが、主には「1 高齢者が邪魔者扱いされ、つまはじきにされること」「2 高齢者の意見や行動が尊重されないこと」に含まれるものと認識しております。	Q17
22	障がいのある人の人権	Q16	深田委員	・障がいによって、災害時などにおいて情報を十分に得ることが出来ないという問題があるがどの項目に該当するのか。「16 暮らしやすいまちづくり、バリアフリー化などが十分でないこと」に含まれるのか。	・ご指摘いただきましたように、災害時などにおける障がいのある人の安全・安心の確保は重要な課題であると認識しております。そのため、回答項目として「6 障がいの特性により必要な情報が得られないこと」を追加させていただくとともに、災害時における障がいのある人の人権につきましては、別項目でも対応をさせていただいております。	Q18 Q44
23	部落差別等の同和問題	表題ほか	深田委員	・「部落差別等の同和問題」と表記されているが、「同和問題(部落差別)」と表現するのが一般的であると思われる	・ご指摘いただきましたように、「同和問題(部落差別)」との表記が一般的であるため、修正をさせていただきました。	Q19 ~ Q23
24	外国につながるある人の人権	Q20	市川委員	・行政サービスの手続き等で、名前が長いことにより切れてしまうことがある。個人のアイデンティティが尊重されることはとても重要なことだと思われる。	・ご指摘いただきましたように、他自治体の例なども参考とする中で、回答項目として「日本人と同等のサービスが受けられないこと」を追加させていただきました。	Q24
25	外国につながるある人の人権	Q20	片岡委員 深田委員	・ことばの壁により本来受けられるべき行政サービスを受けることが出来ないなど、情報格差の問題がある。このことは災害や医療の現場で、より深刻であると考えます。	・ご指摘いただきましたように、他自治体の例なども参考とする中で、回答項目として「ことばの壁により必要な情報が得られないこと」「日本人と同等のサービスが受けられないこと」を追加させていただきました。併せて、災害時における外国につながるある人の人権につきましては、別項目でも対応をさせていただいております。	Q24 Q44
26	外国につながるある人の人権	新	深田委員	・「ヘイトスピーチ」に関する項目が設定されたが、“ヘイトスピーチ”の用語の説明を入れた方がよい。” *項目「人権についての意識・考え」に同趣旨の意見あり。	・ご指摘いただきましたように、“ヘイトスピーチ”についての説明を簡潔に表記させていただきました。	Q8
27	新型コロナウイルス感染症、HIV・エイズ、肝炎等の感染者やその家族の人権	Q22 Q23	深田委員 岸本委員	・新型コロナウイルス感染症については、社会に大きな影響を与えていることは否めないが、全体構成の中で、別に項目立てをしてもよいのではないかと。	・“新型コロナウイルス感染症”が私たちの生活に大きな影響を与えており、人権を考える際にも例外ではないと認識しております。表記につきましては、短期的視点を踏まえ、新型コロナウイルス関連の設問を一定程度まとめる形で整理をさせていただきました。	Q9 ~ Q12
28	犯罪被害者等の人権	Q24	深田委員	・インターネット・SNS上で実名が出回ることが大きな課題と認識しているが、どの項目に該当するのか。	・ご指摘いただきました点につきましては、回答項目の文言を精査させていただき、「8 報道や取材、インターネットなどを通じ、プライバシーに関することが公表されたり、私生活の平穏が保てなくなること」とさせていただきます。	Q35
29	インターネット・SNSなどの環境での人権	Q26	片岡委員	・設問項目に「■ 他人の身の安全や命を危険にさらすこと」とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。もう少しわかりやすく表記できないか。	・ご指摘いただきました点につきましては、プロレスラーの木村花さんの事件など、近年問題となっていることを踏まえ設定をしております。表記につきましては、「誹謗中傷をされた人が日常生活を送れなくなったり、命すら落としてしまうこと」とし、修正をさせていただきました。	Q29
30	インターネット・SNSなどの環境での人権	Q27	深田委員	・設問項目「2 プライバシーや名誉に関する教育・啓発活動の推進」に加え、いわゆる、情報を正しく適切に取り扱う、メディアを主体的に読み解く能力という意味でのメディアリテラシー教育が重要と認識している。設問項目に加えてもらいたい。	・ご指摘いただきましたように、回答項目として「3 メディアリテラシー(情報を主体的かつ適切に取り扱う能力)を高める教育の推進」を追加させていただきました。	Q30
31	性的指向・性自認に関する人権	Q30	岸本委員	・「女子トイレの使用制限、男女別の制服着用など、自認する性に即した生活を送ることができないこと」という回答設定を行ってはいかがか。Q12やQ32とも関連があると感じている。	・ご指摘いただきましたように、回答項目として「7 トイレや更衣室などの設備が十分でないこと」「8 服装やことばづかいなど、本人が認識している性に合った生活を送ることが難しいこと」を追加させていただきました。	Q31

	項目	質問番号	委員名	意見	事務局見解 HGP明朝B	修正版
32	性的指向・性自認に関する人権	新	片岡委員	・「セクシュアルマイノリティ」ということばを知っているか・いないかを設問することにどのくらいの意味があるのか疑問を感じる。	・ご指摘いただきましたように、設問の趣旨と全体の中での設問項目数との関係から整理をさせていただきます。	—
33	性的指向・性自認に関する人権	新	星野委員	・「セクシュアルマイノリティ」ということばについて、市として一般的に使用していると理解してよいか。SOGIとの関係についてはどのように整理しているのか聞きたい。	・本市におきましては、他自治体の例なども踏まえ、一般的には“セクシュアルマイノリティ”ということばを使用しておりますが、他人事ではなく、誰もが自分事としてその生き方やあり方を示す“SOGI”という考えを広めることにも努めております。	Q31 ～ Q34
34	アイヌの人々の人権	Q34	深田委員	・〈注⑤〉アイヌの人々の表記として、これまでの歴史的経過(国の同化政策による影響)なども踏まえ、アイヌ人であることによる差別について言及すべきと思われる。	・ご指摘いただきましたように、法務省人権擁護局の見解を踏まえ、「近世以降の同化政策などにより、アイヌ文化の保存・伝承が十分に図られていない状況にある」旨を明記させていただきました。	Q38
35	東日本大震災等の被災者の人権	Q39	深田委員	・回答項目として「11 被災地に関する風評被害があること」についてとあるが、風評被害の主たる原因として放射能汚染の問題があるので、より具体的に“放射能汚染に関する風評被害”としてはいかがか。	・ご指摘いただきました点につきましては、他の人権課題及び設問項目の設定を調整・検討する中で、「大規模な災害が起こったときの被災者の人権」という項目立てを行い、整理をさせていただきます。	Q44
36	人権に関する取組	新	片岡委員	・現行の「藤沢市人権施策推進指針」自体が、行政の指針としての位置づけが主であることを考慮すると、「指針」の存在や「人権文化」ということばを知っているか・いないかを設問することにどのくらいの意味があるのか疑問を感じる。むしろ、未来志向で“インクルーシブ藤沢”ということばを知っているか・いないかを問う方がよいのではないか。	・ご指摘いただきましたように、これまでの指針につきましては、「職員に向けたガイドライン」及び「施策の方向性を示すもの」としての意味合いが強い、行政向けのものとなっております。そのため、設問の趣旨と全体の中での設問項目数との関係から整理をさせていただきます。併せて、今後の指針改定に向けたキーワードである“インクルーシブ藤沢”への理解度を問う設問に修正をさせていただきます。	Q46
37	人権に関する取組	新	深田委員	・「藤沢市人権施策推進指針」についての問いを設けるのであれば、その前段として「藤沢市人権施策推進指針」についての説明が必要ではないか。	・ご指摘いただきましたように、これまでの指針につきましては、「職員に向けたガイドライン」及び「施策の方向性を示すもの」としての意味合いが強い、行政向けのものとなっております。そのため、設問の趣旨と全体の中での設問項目数との関係から整理をさせていただきます。	Q45 下段
38	人権に関する取組	新	深田委員	・〈注⑧〉人権文化の表記がややわかりにくいのではないか。	・“人権文化”の表記につきましては、「藤沢市人権施策推進指針」における表記を採用させていただいております。	Q45 下段